

第2回帯広市行財政運営ビジョン検討委員会 次第

日時：平成30年11月2日（金）18時00分～

（1時間30分程度）

場所：市役所10階 第5A会議室

1 開会

2 議題

（1）次期帯広市行財政運営ビジョンの骨子について（協議）

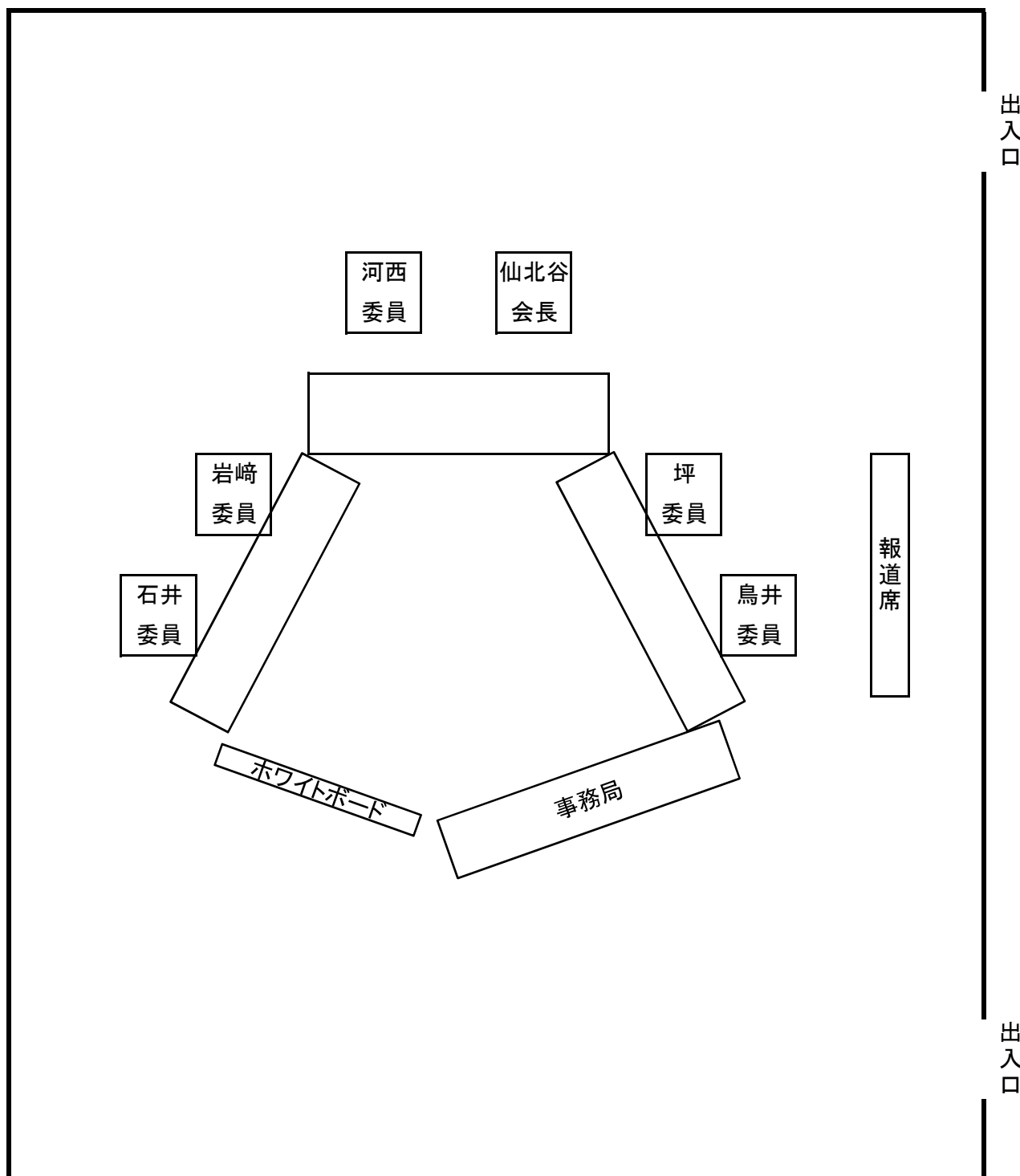
（2）その他

3 閉会

第2回 帯広市行財政運営ビジョン検討委員会 座席

平成30年11月2日(金) 18:00～

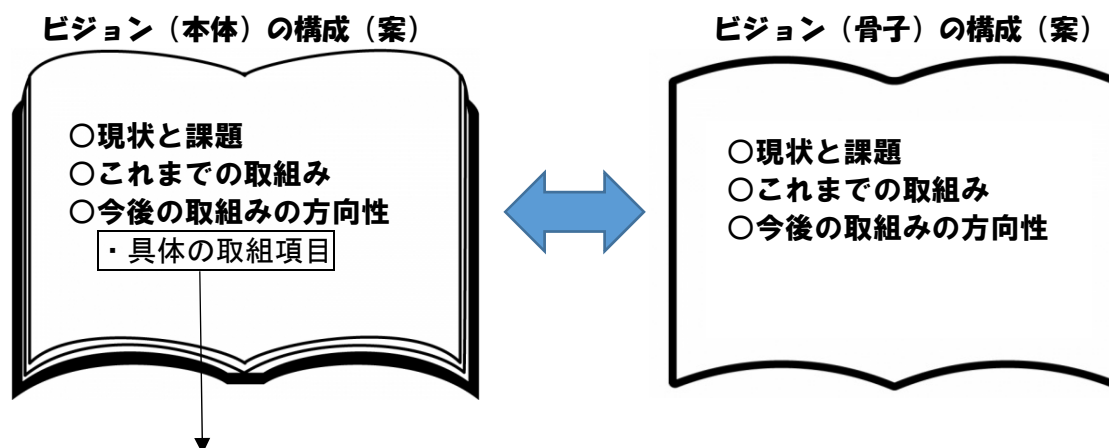
市庁舎10階第5A会議室



第2回 行財政運営ビジョン検討委員会の進め方（案）

1 骨子のイメージの共有（5分程度）

事務局から過去の例（資料2）を紹介し、骨子の構成や記載すべき事項を確認します。



※「具体的な取組項目」は骨子には掲載されないが、取組項目をある程度想定した上で、それを包含するような「今後の取り組みの方向性」を決めていくことがよいのではないかな。

2 次期ビジョンにおける「具体的な取組項目」について意見交換（60分程度）

各委員から事前に提出していただいた意見（資料3）や、これまでの帯広市の行財政改革の実施項目（資料4）、次期ビジョンの方向性（資料2）を参考に、今後取り組むべき事項等について自由に意見交換していただきます。

- ・ブレインストーミング的に、幅広く、自由な発想でご発言ください。
- ・発言内容は事務局で付箋に記載し、ホワイトボードに貼り付けていきます

3 骨子の柱立て（「今後の取り組みの方向性」）の検討（30分程度）

上記2で出された項目や意見を、骨子としてどのようにとりまとめて記載したらよいかについて、意見交換を行います。

（参考）今後のスケジュール

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ～1月上旬 | 事務局において骨子（案）の作成 |
| 1月中旬～下旬 | 第3回検討委員会 骨子（案）に対する意見交換 |
| 1月下旬 | 行財政改革本部会議 骨子（案）の確認
骨子の完成（決裁） |
| 2月上旬～中旬 | 市議会総務委員会に骨子の報告 |

次期行財政運営ビジョンの全体像（イメージ）

<これまでの取り組みの経過>

第1次行財政改革
(H12～H15)第2次行財政改革
(H16～H19)新たな行財政改革
(H20～H24)行財政運営ビジョン
(H25～H31)

量的削減

質的向上

<帯広市を取り巻く状況>

人口・働き手の減少

生産年齢人口割合の減少
国調 (H22) 64.9% ⇒ (H27) 61.4%一人当たり時間外労働時間
(H22) 92 時間 ⇒ (H28) 134 時間

急激な社会情勢の変化

技術革新 (IoT・AI・ロボット)

国の新たな地方行財政改革の動き
【歳入減】トップランナー方式の導入
⇒ 年間約 1 億円 (※H29試算)
【歳出増】会計年度任用職員制度の導入
⇒ 年間約 2.5 億円 (※H32～試算)

厳しい財政運営

将来負担比率
(H28) 112.0% (※道内8市平均78.9%)実質公債費比率
(H28) 8.5% (※道内8市平均8.7%)※道内8市：旭川・函館・釧路・苫小牧・
小樽・北見・江別・室蘭

行財政改革の方向性

経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最大限に活用した自治体経営へ

<重視すべき視点>

ヒト

- ・職員のパフォーマンス最大化
⇒ 業務の進め方の見直し、職員満足度の向上、人材育成 等
- ・組織体制の最適化 ⇒ 課題に応じた横断的組織の編成、効率的な人員配置 等

モノ

- ・公共施設マネジメント ⇒ 施設総量の適正化、コスト削減の推進 等
- ・公民連携 ⇒ 民間活力の活用（指定管理者制度、PFI など） 等

カネ

- ・計画的な財政運営 ⇒ 中長期視点での計画的な財政運営 等
- ・歳入確保 ⇒ 自主財源の確保、収納率向上、地域の「稼ぐ力」の向上 等
- ・歳出抑制 ⇒ サービスの内容・規模・方法の最適化 等

情報

- ・市民との情報共有 ⇒ サービスの担い手の分担、サービス見直しへの理解促進 等
- ・庁内での行財政運営状況の共有
⇒ 各部での自律的な取組の推進、好事例の横展開、ICTを活用した効率化 等

次期ビジョンの中心となる2つの改革の柱

① 行政サービス改革

- 国の地方行財政改革項目の着実な推進
- サービスの最適化
- 民間活力の導入
- 業務の標準化・集約化 …… など

② 働き方改革

- ICTの活用による業務の効率化・自動化
- 仕事の進め方の見直し（BPR）
- 多様な働き方の実現
- 好事例の全庁的展開 …… など

民間活力・市民協働	1	PFIの積極的な導入や民間組織との人事交流等で民間の経営感覚を一部取り入れてみることは行政の活性化に繋がる。
	2	新たなニーズに対し新たなサービスの提供で解決するのではなく、市民自ら、また地域共同で解決する仕組みを構築することが、今後、市が果たすべき役割と考える。
	3	公私の役割分担は、従来の意識・システムの改革が必要であり一朝一夕には変わらないので、早期に、市行政の全ての分野において、市民・事業者・地域団体などが自ら担い手となる部分が増えるよう、政策展開の方向性を変えていく必要がある。
	4	市民に関わるサービスの全体の設計図のようなものを作り、評価していくことはどうか。その中で指定管理者制度やPFIの導入の量的検討(民間活用と行政の役割分担)や評価も同時に行っていく。
業務見直し・効率化	5	各種申請・届出などの手続に係る庁内での作業工程及び添付書類を、市民・事業者の負担軽減の観点からあらためて見直し、削減。
	6	「庁内での行財政運営状況の共有」の視点に「ICTを活用した効率化」があるが、負担軽減の観点からも、定型事務の自動化を促進し、各種申請・届出などの手続の標準処理期間を短縮。
	7	PDCAサイクルが長すぎるので、見直したほうが良い。
	8	市場の原理で提供されないサービスを行政が提供するという古典的な公共団体の役割に照らせば、資源の限られた行政の運営に、その視点は改めて重視されるべき。
	9	高齢者の方々に対する施策(例：高齢者無料バス券など)は引き続き大切だが、今後のまちづくりを担う若者への施策も重要。
財源確保	10	健全な財務体質構築の第一歩として安定収入源を如何に確保するかというのが重要なテーマ。
	11	少子高齢化・人口減少と縮小社会に向かう社会環境の中で、まずは既存の税収・使用料収受率向上は勿論のこと、自主財源ゾーンに市職員・市民が創意工夫で創出していく考え方の醸成を図ることが大切。
情報共有	12	市の財政の現状について、市民と情報を共有した上で支出のありようについて方針を共有することが必要。その意味ではお金の問題と情報の問題が重要。
	13	市民との情報共有（協働）に関しては、厳しい財政運営の中で行う住民サービスについての新たな説明方法、意見徴収の方法を検討しては。
	14	まちづくりにおいて、全てを公共が行うことが良いとは思わない。公共が担うべき領域を市民にわかりやすく伝え、市民が担う領域を明確に示すことも必要。
	15	効率的運営が市民から支持されるためには、行政への信頼を阻害することのない透明性と公平性が確保された方法によって、「民間活力」を活用しているという「適切な運営」が大切。

職 員 の 育 成 等	16	急激な社会情勢に対応できる人材育成が課題。効率的な人員配置に関しては、専門性を極めて高めることのできるような若手の人材育成をしていく必要がある（配置異動を限る）。
	17	より良い行政サービスの提供に高い専門性を追求することも必要だが、市民感覚として、時には「広く浅く」ゼネラリスト的な感覚が欲しいケースもある。
	18	今後、AI技術により、今まで人が担ってきた業務が代替される部分が出てくる。その中で、AI技術に代替されない「ヒト」による業務が何であるか、その業務遂行がどうあるべきかを精査し、行政としてその提供のために「ヒト」はどういったパフォーマンスが求められるかを見極めていくことが、質の高い行政を効率的に行っていくことにつながる
	19	行政運営を行っていくに際し、様々なテーマで円滑な部門間連携が確立されていけば、より市民目線でのサービス提供が図られるのではないかな。
	20	優秀な職員確保、女性職員の活躍のためにも、業務を見直し、時間外労働の徹底した削減が必要。
	21	「働き方改革」を今後の改革の柱として重点的に進めることは極めて大切だが、H32年度からの実施ではなく、法規制前に取組を強化するスピード感が必要と考える。
そ の 他	22	高齢者などの災害弱者が増えると災害対策の強化がより必要となるなど、様々な面で市民ニーズも変化し、一部は高まっていくことが想定される。
	23	「自然災害」に関しては、まちづくりを進める上で特に重要な視点ではないか。改めて自然災害が発生した場合の各種取組みを可能な限り数値目標化し、取り組むことはできないか。

総合計画と行財政運営ビジョンの関わりはどのようなになるのか。	現在のビジョンは、総合計画の1つの章の分野計画という位置づけになっています。 新しい総合計画と次期のビジョンが、どのような関係性になるのかはこれからの議論ですが、総合計画が「何を行うか」とであるとすれば、行財政運営ビジョンは「どのように行うか」というものであり、策定はもちろん、進行管理を含めて、密に連携を取りながら進めていくことになります。
--------------------------------	---

これまでの帯広市における行財政改革の実施項目

第一次行財政改革（H12～H15）

	番号	実施項目
1	徹底した行政のスリム化	
	(1) 事務事業等の見直し	
	1	事務事業の見直し
	2	庁外団体への関与のあり方の検討
	(2) 民間委託等による事務事業の見直し	
	3	受付・電話交換業務
	4	庁内の印刷業務
	5	ボイラーの業務等
	6	公用車の運転管理業務
	7	用務員の業務
	8	施設の給食業務
	9	清掃事業
	10	市立保育所の管理運営業務
	11	東明寮の管理運営業務
	12	平原学園の管理運営業務
	13	道路の維持管理業務
	14	下水道の効率的経営
	15	動物園の管理運営業務
	16	水道事業の効率的経営
	17	市立小中学校の学校事務補業務
	18	市立小中学校の助手業務
	19	学校給食共同調理場業務
	(3) 職員の給与制度及び勤務条件等の見直し	
	20	職員の給与制度及び勤務条件
	21	職員給与等の実態の公表
	(4) 職員定数の適正化、組織機構等の見直し	
	22	定員適正化計画の策定
	23	組織機構の見直し
	24	中間管理職の配置等の見直し
	25	職員の配置体制の検討
	26	嘱託職員、臨時職員の配置の見直し
	(5) 外郭団体等の見直し	
	27	外郭団体等の見直し
	(6) 財政の健全化への取り組み	
	28	財政構造の適正化
	29	補助金等の適正化
	30	自主財源の確保
	31	資金運用の効率化
2	市民のための市政・市民参加の市政	
	(1) 市民のための市政の推進	
	32	事務事業の評価制度の検討
	33	総合行政窓口の検討
	34	公共施設の管理運営の見直し
	35	諸手続き等の見直し
	(2) 市民参加の市政の推進	
	36	市民参加の仕組みづくり
	37	ボランティアやNPO等への支援策の検討
	38	公共建築物設計への意見反映等の検討
	(3) 市民との情報の共有、広聴機能の充実	
	39	情報の提供・公開の検討
	40	情報共有システムの検討
	41	市民の声の施策への反映システムの検討
	42	審議会等のあり方の見直し
3	自律性・主体性の確立	
	(1) 人材育成、組織の活性化等	
	43	人材育成策の検討
	44	人事評価制度導入の検討
	45	多様な人材の確保
	46	職場・職員の活性化策の検討
	47	職員提案の活用策の検討
	48	職員研修計画の見直し
	49	権限の委譲の検討
	50	日常業務運営プロセスの改善
	51	規則・規程等の見直し
	52	研修内容の共有化
	53	財務規則、事務決裁規程等の見直し
	(2) 公平性・透明性の確保	
	54	公文書公開条例の見直し
	55	契約制度の見直し
	(3) 広域行政推進策の検討	
	56	広域行政推進策の検討

第二次行財政改革（H16～H19）

	番号	実施項目
1	財政構造改革	
	(1) 予算編成	
	1	予算編成手法の見直し
	2	債務負担行為の見直し
	(2) 財政ガイドライン	
	3	新ガイドライン設定
	4	通常債発行枠の抑制
	5	普通建設事業の抑制
	(3) 収納率	
	6	市税等収納率向上対策の推進
	7	課税自主権の検討
	8	徴収体制の強化見直し
	(4) 受益者負担	
	9	使用料・手数料等の改定
	10	新規有料化の検討
	11	減免規定の見直し
	12	利用料金制度の導入検討・一部導入
	(5) 基金	
	13	ペイオフ対策
	14	果実運用型基金の廃止
	15	特定目的基金の統廃合
2	効率的な行政運営	
	(1) 事務事業評価システム	
	16	事務事業評価による事務事業の見直し
	17	公用車の有効利用
	18	庁外団体への事務的関与の見直し
	19	電子市役所の推進
	20	公共工事の電子入札
	21	道路維持管理業務の見直し
	22	外郭団体等の見直し
	23	補助金負担金の見直し
	(2) 民間活力	
	24	学校給食共同調理場の調理業務の見直し
	25	電算処理業務の見直し
	26	火葬場の管理運営業務の見直し
	27	公害防止監視・測定業務等の見直し
	28	ごみ収集業務及び車両整備業務の見直し
	29	市立保育所の管理運営業務の見直し
	30	PFI等契約方法の見直し
	(3) 職員定数	
	31	定員適正化計画の策定
	32	組織機構の見直し
	33	審議会等の見直し
	34	再任用職員の活用計画の策定等
	35	定型的嘱託職員の職務、配置の総点検等
	(4) 職員給与制度等	
	36	人件費総額の抑制
	37	勤務時間数等の見直し
	38	新人事評価制度の導入
	39	人材育成の強化
3	協働のまちづくり	
	(1) 政策評価システム	
	40	政策評価システム手法の確立
	41	評価結果の公表と活用
	(2) 市民協働のまちづくり	
	42	市民協働指針の策定
	43	市民協働指針の定着・推進
	44	行政情報の提供

新たな行財政改革（H20～H24）

	番号	実施項目
1	多様な主体による公共サービスの提供	
	(1) 民間委託等の推進	
	1	学校給食共同調理場の調理業務の見直し
	2	電算処理業務の見直し
	3	ごみ収集業務の見直し
	4	道路維持管理業務の見直し
	5	市立保育所の管理運営業務の見直し
	6	市有林管理業務の見直し
	7	公共サービスの提供手法の見直し
	(2) 指定管理者制度の活用	
	8	指定管理者制度の充実等
	9	モニタリングマニュアルの作成
	10	指定管理者が行う施設の管理運営状況等の情報提供の充実
2	時代の変化に対応可能な行政運営の構築	
	(1) 協働の推進	
	11	市民参加の促進
	12	情報提供、情報の共有化
	13	広聴機能の充実
	14	協働の充実・拡大
	(2) 行政評価システムの構築	
	15	行政評価システムの構築
	16	評価結果の公表と活用
	(3) 職員の意欲や能力の向上	
	17	少ない人員でしっかりと行政運営を行う職員の育成
	18	新職員提案制度の導入検討
3	持続可能な行財政基盤の確立	
	(1) 財政構造改革	
	19	予算編成手法の見直し
	20	新たな自主財源の確保
	21	財政ガイドラインの設定
	22	通常債発行枠の抑制
	23	公的資金の繰上償還
	24	選択と集中による計画的な普通建設事業の推進
	25	市税等収納率の向上対策の推進
	(2) 効率的な行政運営	
	26	公用車の有効利用
	27	庁外団体への事務的関与の見直し
	28	電子市役所の推進
	29	公共工事の電子入札
	30	関与団体等の見直し
	31	P F I などの施設整備手法の導入検討
	32	定員適正化計画の策定
	33	再任用職員の活用計画の策定等
	34	定形的嘱託職員の任用の整理
	35	職員給与の適正な運用
	36	仕事の進め方の標準化
	37	組織機構見直し
	38	広域連携の充実
	39	農村上下水道の管理手法の見直し
	40	経営改善（公営企業）の取組

行財政運営ビジョン（H25～H31）

	番号	実施項目
8 - 1 - 1 市民協働のまちづくりの推進		
	(1) 市民参加の促進	
	1	市民協働への理解の促進
	2	幅広い市民のまちづくり活動への参加の促進
	3	まちづくり活動への支援の推進
	4	附属機関等の適切な運営
	(2) 市民との情報の共有	
	5	効果的な情報提供の推進
	(3) 広聴機能の充実	
	6	市政への市民意見の聴取の推進
8 - 1 - 2 自治体経営の推進		
	(1) 健全な財政運営の推進	
	7	効果的な予算の編成
	8	健全な財政の堅持
	9	新たな自主財源の確保・拡大
	10	市税等歳入の収納率の向上
	11	公営企業の健全な経営の推進
	(2) 自主・自立の自治体経営の推進	
	12	総合計画の効果的・効率的な推進
	13	職員の定員管理・給与制度の適正な運用
	14	時代に即した組織体制の検討
	15	民間活力の活用による公共サービスの提供の推進
	16	指定管理者制度の運用
	17	関与団体の適正な運営
	18	地方分権への適切な対応
	19	行財政改革の不断の推進
	20	上下水道の安定的・効率的なサービス提供
8 - 1 - 3 広域行政の推進		
	(1) 十勝圏の振興 (2) 広域的な連携の促進	
	21	十勝圏における広域連携の推進
8 - 2 - 1 行政サービスの充実		
	(1) 利用しやすい行政サービスの提供	
	22	窓口サービス等の充実
	23	職員による業務改善提案の促進
	(2) 行政の情報化の推進	
	24	情報化によるサービス向上の推進
	25	情報化による事務効率化の推進
	(3) 職員の育成	
	26	市民に信頼される職員の育成
8 - 2 - 2 行政事務の適正な執行		
	(1) 公有財産の適切な管理	
	27	資産の適正管理と有効活用の推進
	28	公共施設の長寿命化の推進
	(2) 行政事務の適切な執行	
	29	リスク・危機管理の推進
	30	適正文書事務の推進
	31	入札・契約事務の改善

新たな行財政改革に関する基本方針

平成 1 9 年 9 月
帯 広 市

目 次

I . これまでの行財政改革の取組	・ ・ ・ ・ ・	1
II . 新たな行財政改革の必要性	・ ・ ・ ・ ・	2
III . 新たな行財政改革の基本的考え方	・ ・ ・ ・ ・	4
IV . 今後の実施計画の策定と実施期間	・ ・ ・ ・ ・	5

I. これまでの行財政改革の取組

1. これまでの改革の取組

帯広市は、昭和 58 年に「帯広市行財政改革基本計画」を定め、事務事業、組織機構、職員定数の見直しなどをすすめて以来、時代の変化に適応しうる簡素で効率的な行財政体制を構築し、住民福祉の増進をはかるため、昭和 61 年に「帯広市行政改革大綱」、さらには平成 7 年に「帯広市行政改革推進計画」を定めるなど、行財政改革に取り組んできました。

また、平成 10 年には、長引く経済の低迷や少子高齢社会の到来、地方分権の動向など、自治体を取り巻く環境の変化に対応するためには、帯広市自らが「市民感覚を重視」し、「あらゆる面で体質の改善、強化をはかる必要がある」との基本認識に立って、「新しい行財政改革の推進に係わる基本方針」を定めました。

この基本方針に基づき、「第一次行財政改革」（平成 12 年度～平成 15 年度）、「第二次行財政改革」（平成 16 年度～平成 21 年度）に取り組み、時代に即した行政運営への転換や財政的課題への対応に努めてきております。

2. 第二次行財政改革の取組状況等

「第二次行財政改革」では、景気の低迷や地方財政制度改革を含む国の構造改革により市税や地方交付税などが減少する一方で、少子高齢社会の到来に伴う、扶助費をはじめとする義務的経費が増加し、財政の硬直化が一層進む厳しい財政環境の中で、人件費総額の抑制、電算処理業務やごみ収集業務などの民間委託、事務事業全体の点検評価をはじめとする 44 の実施項目について、改善・改革をすすめてきております。

これまで一部実施を含め、全ての実施項目について取組をすすめてきており、平成 19 年度までの 4 年間ににおける財政効果額は累計で、94 億 5,615 万円と算定しており、計画における見込み額 104 億 4,700 万円に対して 90.5%の達成率となっております。

また、事務事業の見直しや外部委託の推進などにより職員定数の見直しをすすめた結果、平成 19 年度までの 4 年間で 133 人の職員を削減し、定員適正化計画の 4 年間の目標 95 人に対して 140%の達成率となり、行政のスリム化、財政の健全化に一定の成果を上げてきております。

Ⅱ. 新たな行財政改革の必要性

1. 自治体を取り巻く環境の変化

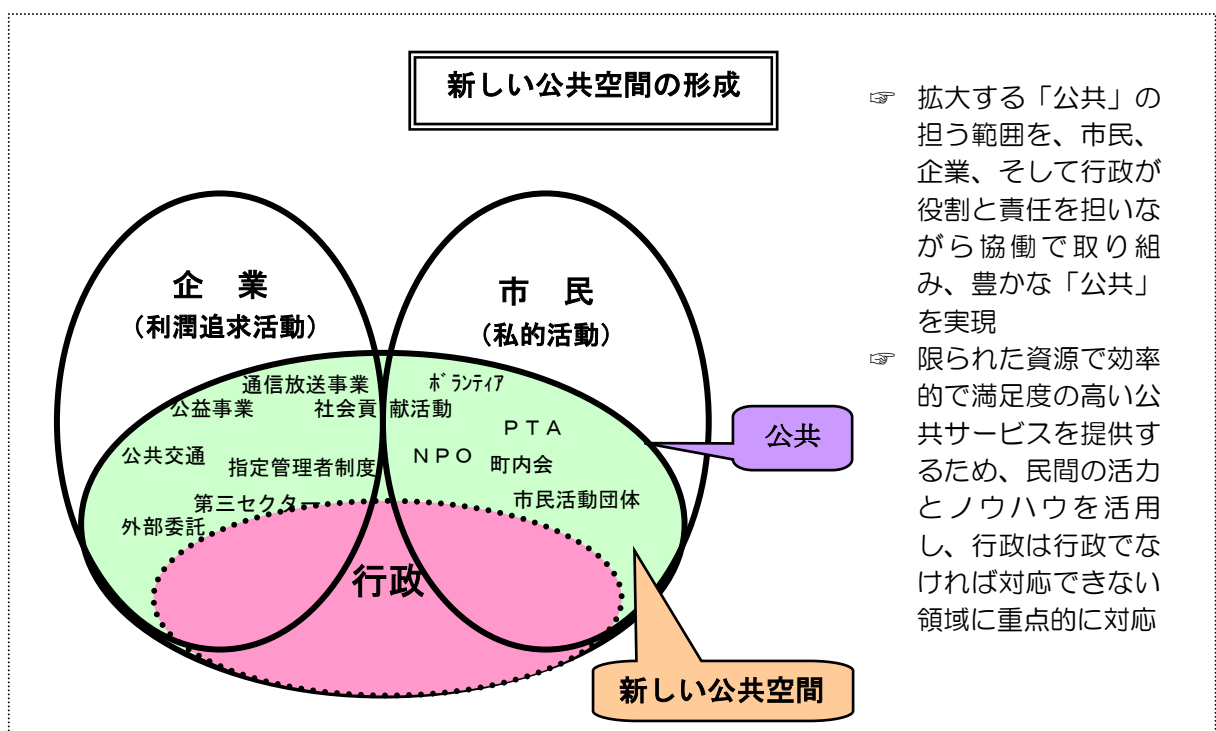
地方分権改革推進法の制定により分権改革のさらなる推進に向けた取組がすすめられる中で、自治体においては、より自主的・自律的な行財政運営に努め、市民ニーズに適切に応えることが求められています。

一方、社会の成熟化により市民の価値観やニーズは大きく変化し、行政需要も多様化、高度化するとともに、少子高齢社会の進展や男女共同参画社会の実現に向けた取組などによって、これまでは家庭などで対応していた子育てや介護などが、公共サービスとして求められてきております。

また、地域の防犯・防災など、安全で安心して生活できる空間の確保や、明るく住みよい地域づくりといった分野に対する市民の関心が高まりを見せるなど、「公共」の担う範囲が拡大してきております。

経済が成長を続け、人口も増加するなど、右肩上がりの時代にはこうした市民ニーズに対応することが可能でしたが、社会経済が成熟期を迎えた今、行政が従来と同様に対応し続けることは困難となってきております。

このような状況の中で、公共サービスを提供する意欲と能力を備えた市民活動団体や企業などの多様な主体により担われる「新しい公共空間」が形成されつつあり、また、指定管理者制度や公共サービス改革法など、行政が直接担ってきた公共サービスを民間が担う制度の導入がすすめられてきております。



2. 新しい視点に立った行政運営の必要性

社会経済情勢の変化などに対応したきめ細やかで満足度の高い公共サービスを提供するためには、これまでの行政のスリム化、財政健全化といった取組だけでは限界があります。

公共に関することは全て行政主導で行おうとする従来型の行政運営から、行政のみならず、市民活動団体や企業などの多様な主体が、連携、協力しながら公共を担うことが大切になるなど、新しい視点に立った行政運営への転換が必要となっております。

これまで行政が直接担ってきた公共サービスや内部管理事務に関しても、サービスの質の維持・向上を前提として、民間活力を導入することにより効率化が図れるものは、市民の理解を得ながら見直しをすすめる必要があります。

また、市民ニーズや地域課題に的確に対応し、豊かな地域社会を実現するため、市民と行政が互いに役割を担い、協働の取組をすすめることが重要です。

そのために、行政はより分かりやすい情報提供などによる市民との情報の共有化や説明責任を果たすとともに、行政の担い手である職員の意識改革をはじめ、市民と行政との信頼関係をより高める取組を積極的にすすめる必要があります。

Ⅲ. 新たな行財政改革の基本的考え方

1. 新たな行財政改革の基本的考え方

自治体を取り巻く大きな時代の流れは、財政の健全化はもとより、行財政運営のあり方そのものに変革を迫っております。

「第二次行財政改革」における歳入・歳出両面からの財政健全化に向けた取組などは、行財政基盤の確立を図り、自立した行財政運営をすすめる上で大きな役割を果たしておりますことから、引き続き新たな行財政改革において取組をすすめます。

また、社会経済情勢の変化により、求められる「公共」の範囲が拡大し、市民活動団体や企業などの多様な主体が公共を担う「新しい公共空間」が形成されつつある中で、多様な主体と行政が役割を分担し、協働で拡大する「公共」に対応していかなければなりません。

さらに、これからは限られた財源や人的資源を有効に活用し、民間の活力やノウハウを行財政運営に活かすことがますます重要です。

このため、新たな行財政改革では、市民により満足度の高い公共サービスを効率的に提供することを前提に、民間に委ねることが適当なものについては、民間活力の導入をすすめるなど、多様化、高度化する行政需要に適切に対応し、自主・自律のまちづくりを着実にすすめます。

2. 新たな行財政改革の展開方向

(1) 多様な主体による公共サービスの提供

市民が求める満足度の高い公共サービスを、行政のみならず市民活動団体や企業などの多様な主体により提供する体制の整備を図ります。

行政が担っている公共サービスについて、民間活力の導入・拡大をはかることで、より効率的で満足度の高い公共サービスの提供が可能と考えられるものについては、指定管理者制度、民間委託、公共サービス改革法の適用及び民間移行など、幅広い視野で見直しをすすめます。

また、民間活力を導入した公共サービスの提供を、市民が安心して安定的に受けることができるよう、行政としての責任を果たすための監視・指導体制の整備・充実をすすめます。

さらに、行政の内部管理事務に関しても、民間活力の導入について、可能性、優位性、課題などを含め、積極的な検討をすすめます。

(2) 時代の変化に対応可能な「行政運営」の構築

地方分権改革の推進、少子高齢社会の進展、社会経済の成熟化など、時代が大きく変化する中、行政運営にあっては、地域課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、これまで以上に市民との連携・協働をはかるとともに、行政の責任領域の明確化や市民との適切な役割分担が重要となっており、ますます。

そのため、市民と行政との情報の共有を一層すすめ、相互理解を深めながら、協力関係の確立に努めるとともに、市民活動団体や企業などの自主性・主体性を尊重しながら、協働の推進に向けた取組をすすめます。

さらに、帯広市が行う政策、施策については、市民の意向等も踏まえた評価を実施し、その結果を予算等に反映する、成果重視の行政評価システムの構築をすすめます。

また、行政の担い手である職員にあっては、政策形成や法務、協働をすすめるためのコーディネートをはじめとする様々な能力が求められるとともに、新たな時代における市民の目線に立った行政運営をすすめるための意識改革が必要です。

そのため、職員の意欲と能力の向上を積極的に図り、その成果を市民のために十分発揮できるような取組をすすめます。

(3) 持続可能な「行財政基盤」の確立

少子高齢社会の進展や国の制度改革、さらには地域経済の動向などを踏まえ、経営的な視点を持って効率的な行財政運営をすすめるとともに、持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

また、第二次行財政改革推進の基本的視点である「財政構造改革」及び「効率的な行政運営」を基本に実施項目を整理し、取組をすすめます。

IV. 今後の実施計画の策定と実施期間

1. 実施計画の策定

新しい行財政改革の取組にあたっては、実効性のある行財政改革の実現に向け、基本方針に基づき実施計画を策定します。

2. 実施期間

平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とします。

新しい総合計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

帯広市は、昭和 34 年に全国の自治体に先駆けて「帯広市総合計画」を策定して以来、都市と農村が調和する田園都市の創造に向けて、六期にわたり総合計画に基づくまちづくりを進め、十勝の中核都市として発展してきました。

本市の人口は、平成 12 年の 173,030 人をピークに減少局面に入り、現在の「第六期帯広市総合計画」がスタートした平成 22 年度には、死亡数が出生数を初めて上回りました。平成 28 年 2 月に策定した「帯広市人口ビジョン」では、今後も自然減の拡大傾向は強まり、急速に人口減少・少子高齢社会が進むものと推計されています。

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域経済の縮小や、市税収入の減少、社会保障費の増加等に伴う財政の硬直化などが懸念されており、これまで提供してきた行政サービスの見直しを図るなど、効率的な行財政運営に努めていく必要があります。さらには、老朽化が進む公共施設等への対応や、地域全体で支え合う社会づくりなど、右肩上がりの時代とは異なる、複雑・多様な課題への対応が求められてきます。

こうした時代においては、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、ともに知恵を出し合いながら、効率的で持続可能な活力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

総合計画は、平成 23 年の地方自治法改正により、法律上の策定義務は撤廃されましたが、新しい総合計画は、平成 19 年に制定した帯広市まちづくり基本条例に基づき、社会経済情勢の変化や市民ニーズ、国・北海道などの動向を的確に捉え、新しい時代に対応した協働のまちづくりの指針として策定するものです。

2. 新しい総合計画の考え方

今後は、市民ニーズの変化や財政状況などを的確に捉え、これまで提供してきた行政サービスのあり方について、行政の役割や多様な主体の参画などの検証を行いながら、人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくりを進めていくことが求められます。

また、まちの活力を支える産業振興や人材育成など、将来のまちづくりにつながる施策を効果的に進めることが必要です。

こうしたことを踏まえ、事業の選択と集中を図る視点を持ちながら、効率的で持続可能な活力あるまちづくりを進めていくため、以下の考え方に基づき、新しい総合計画の策定に取り組みます。

(1) 目標を明示し、達成度がわかる計画

協働のまちづくりを進めていくためには、まちづくりの目標を市民にわかりやすく示すとともに、目標に基づく施策等の成果を的確に把握する必要があります。このため、施策等において、目標を明示し、成果指標を設定することにより、その達成度を測ることができる計画とします。

(2) 予算と連動した実効性を有する計画

今後、厳しい財政状況が見込まれる中、限られた財源を効率的に配分しながら、計画を効果的に推進する必要があります。このため、施策の方向性や目的に対する事業実施の貢献度などについて、客観的に評価、検証することにより、事業選択を行うなど、予算と連動した実効性を有する計画とします。

(3) 社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

まちづくりを取り巻く環境は大きく変化しており、社会経済情勢の変化や、国・北海道の動向などに柔軟に対応できる計画とします。

3. 計画の構成

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成し、それぞれの計画で示す内容や計画の期間は以下のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、帯広市の将来を展望した都市像や、まちづくりの目標などを示します。構想の期間は平成 32 年度から平成 41 年度までの 10 年間とします。

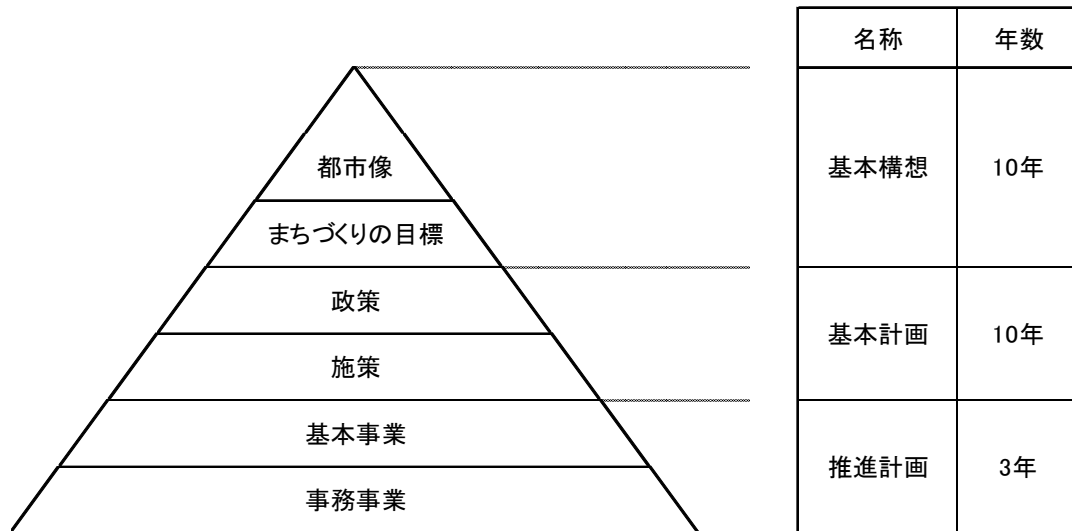
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標達成に向けた政策・施策を示します。計画の期間は、平成 32 年度から平成 41 年度までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

(3) 推進計画

推進計画は、基本計画に掲げる施策を実現するために取り組む基本事業及び事務事業を示します。期間は3年間とし、予算編成と合わせ、毎年度策定します。

<計画の構成>



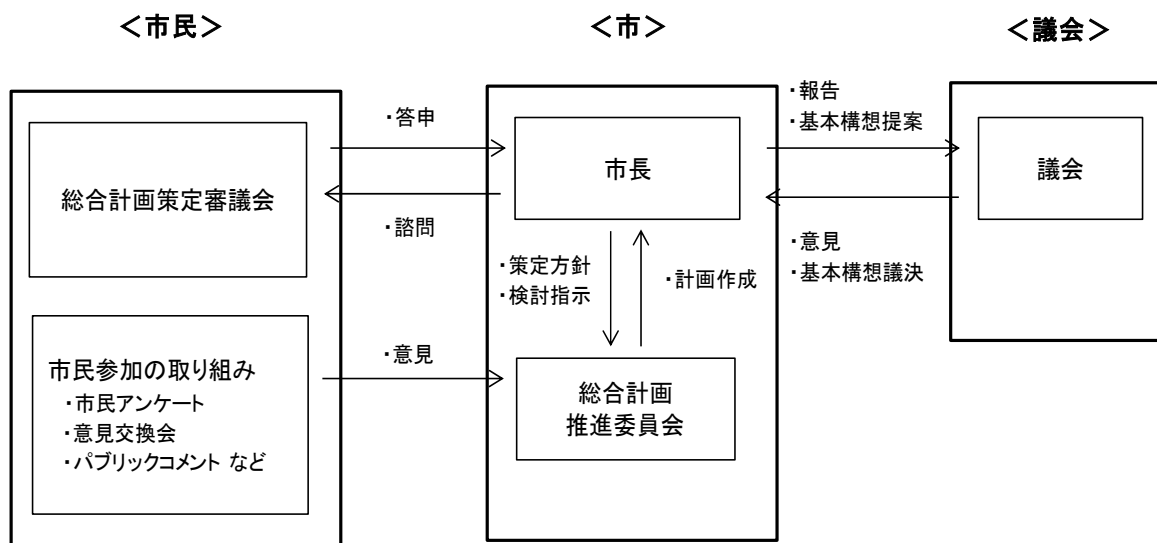
4. 計画の策定手法・体制

(1) 策定体制

帯広市総合計画策定審議会条例に基づき、総合計画で示すべき事項等について審議会に諮問するほか、総合計画推進委員会を中心として、庁内が一体となって策定作業を進めます。また、各分野計画の策定作業との連携を図りながら、効率的かつ効果的に議論を進めます。

(2) 市民の参加

「帯広市まちづくり基本条例」の理念に基づき、市民アンケートや意見交換会、パブリックコメントの実施などを通じ、市民参加を得ながら策定します。



5. 策定スケジュール

○平成 29 年度

- ・市民意見把握（市民アンケート、中学生、高校生アンケートなど）、庁内検討

○平成 30 年度

- ・総合計画策定審議会への諮問、答申

○平成 31 年度

- ・市民意見把握（意見交換会、パブリックコメントなど）
- ・計画案作成、議会提案（基本構想）

○平成 32 年度

- ・新しい総合計画スタート（予定）

6. その他

○今後策定する分野計画については、策定方針の方向性に即して策定するほか、国や北海道の施策の動向を踏まえて策定します。なお、既に策定している分野計画については、総合計画との整合を図りながら進めるものとします。

8 自立と協働のまち

政策・施策の体系

政策8-1

市民とともにすすめる自治体経営

【政策の目標】

分権時代に対応した、地域意思と責任による市民協働のまちづくりをすすめるとともに、効率的で健全な自治体経営をすすめます。

施策8-1-1

市民協働のまちづくりの推進

施策8-1-2

自治体経営の推進

施策8-1-3

広域行政の推進

政策8-2

質の高い行政の推進

【政策の目標】

行政事務の公正の確保と透明性の向上をはかり、質の高い行政サービスを提供します。

施策8-2-1

行政サービスの充実

施策8-2-2

行政事務の適正な執行

施策 8-1-1

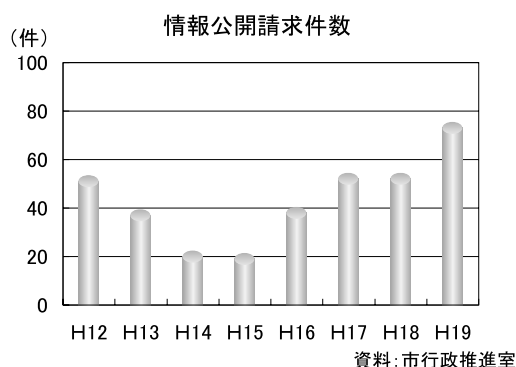
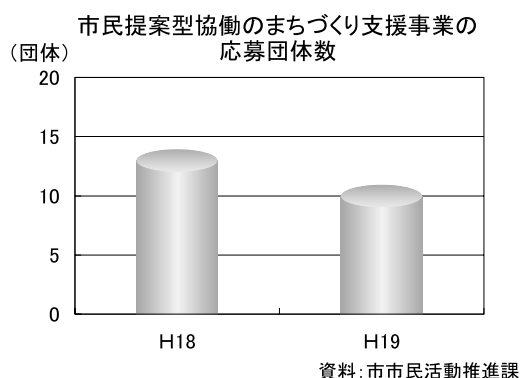
市民協働のまちづくりの推進

現 状 と 課 題

近年、市民のまちづくりへの参加や社会貢献への機運が高まってきており、地域の課題や多様な市民ニーズに対応するため、市民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・協力しながら、まちづくりをすすめることが大切になっています。

本市は、平成18年に「帯広市まちづくり基本条例*」を制定し、市民活動の支援や広報・広聴機能の充実により、市民主体の活動や市政への参画を促進するなど、市民協働のまちづくりをすすめてきています。

今後も、市民意見を踏まえながら、市民と行政が連携して、市民協働のまちづくりを推進し、住みよい地域社会づくりをすすめていく必要があります。



施 策 の 目 標

市民と行政が情報を共有し、まちづくりへの市民参加をすすめ、市民協働のまちづくりをすすめます。

主 な 施 策 の 内 容

(1) 市民参加の促進

- 市民協働をすすめるため、市民グループやNPO*、ボランティア団体等のまちづくり活動への支援などを行います。
- 市民協働の担い手組織の育成に向け、行政機関など幅広い経験を持つ人材のまちづくりへの参加を促進します。
- 市民グループやNPO、ボランティア団

体などの活動状況を広く周知するなど、協働のまちづくりの啓発をすすめます。

- 各種審議会への女性や若者の登用、公募制の活用などにより、政策形成過程への市民参画をすすめます。
- 選挙に関する情報の提供により、有権者が投票しやすい環境づくりをすすめます。

(2) 市民との情報の共有

- 広報紙やホームページなど様々な手段を活用し、行政情報を分かりやすく市民に提供します。
- 情報室*などにおいて行政情報の幅広い提供に努めます。

(3) 広聴機能の充実

- 市長と市民との対話や市長への手紙、パブリックコメント制度*の活用など、様々な機会を通して市民意見を把握するとともに、市政への意見反映に努めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民協働の実践事例数	70事業(H19)	100事業
市民提案型協働のまちづくり支援事業の応募団体数	10団体(H19)	15団体
広報おびひろの配布率	97.8%(H19)	100.0%
パブリックコメント1件当たりの意見件数	10件 (H17-19平均)	12件

(市民実感度調査項目)

「市民と行政の協働によるまちづくりがすすめられている」と思う市民の割合

用語解説

帯広市まちづくり基本条例

P 8を参照。

NPO

P 130を参照。

情報室

市庁舎5階に設置されている公文書の開示請求の受付等を行う情報公開の窓口。庁内外の刊行物も閲覧できる。

パブリックコメント制度

計画や条例など重要な政策等を市が決める際に、案の段階でその趣旨や内容などを市民に公表し、寄せられた意見等を踏まえて意思決定を行う一連の手続き。

施策 8-1-2

自治体経営の推進

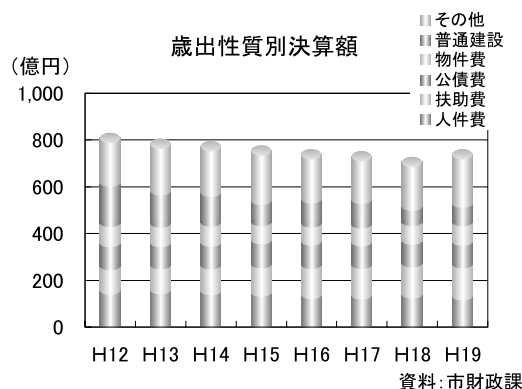
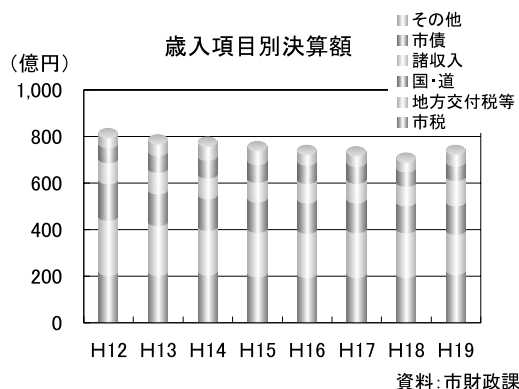
現 状 と 課 題

地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な行政を担う市町村には、自らの意思と責任に基づく自治体経営が求められています。

自治体を取り巻く財政環境は、生活保護費などの扶助費が増加する一方で、地域経済の停滞による税収入の伸び悩みや、地方財政制度の改革に伴う地方交付税*の減少などにより、厳しい状況にあります。

本市は、行財政改革による事務事業の見直しや政策・施策評価の試行導入などにより、効果的・効率的な施策の展開をはかるなど、自主・自立の自治体経営の取り組みをすすめています。

今後も、民間活力の導入をはじめ、継続的な行財政改革への取り組みや行政評価*の実施などにより、適切に行財政運営をすすめていく必要があります。



施 策 の 目 標

計画的な行政運営や健全な財政運営により、分権時代に対応した自主・自立の自治体経営をすすめます。

主 な 施 策 の 内 容

(1) 健全な財政運営の推進

- 一般会計をはじめとする全会計や関与団体*の健全な財政運営をはかります。
- 課税・収納事務の適正な執行や市税等の収納率向上対策に取り組むほか、広告収入など新たな財源の検討をすすめ、自主財源の確保をはかります。

- 市債*の適切な発行管理を行うとともに、財務状況を市民に分かりやすく開示します。

(2) 自主・自立の自治体経営の推進

- 「帯広市まちづくり基本条例*」などに基づき、自主・自立の自治体経営に取り

組みます。

- 行政事務における職員の法務能力の向上と条例の制定・運用等を通して、政策・施策を円滑に推進します。
- 総合計画を効果的・効率的に推進するため、政策・施策評価を実施し、評価結果を施策等の取り組みに反映します。

- 民間活力の活用により、効率的かつ安定的に公共サービスを提供するなど、継続的に行財政改革に取り組み、効率的な行政運営をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
実質赤字比率	－(H19)	－
連結実質赤字比率	－(H19)	－
実質公債費比率	12.5%(H19)	12.5%
将来負担比率	121.9%(H19)	121.9%

(市民実感度調査項目)

「健全な財政運営や効果的・効率的な行政運営が行われている」と思う市民の割合

用語解説

地方交付税

P 8を参照。

行政評価

行政が実施している政策、施策、事務事業を効果的・効率的にすすめるため、これらの実施結果を成果や有効性などの観点から評価すること。

関与団体

一部事務組合や第三セクターなど、市が財政的に関与している団体。

市債

公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入。

帯広市まちづくり基本条例

P 8を参照。

施策 8-1-3

広域行政の推進

現 状 と 課 題

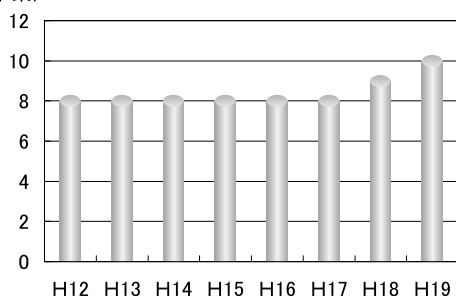
少子高齢化や環境問題など、地域課題が多様化・高度化する中で、広域的な課題に対して、自治体が連携・協力しながら取り組みをすすめていくことが必要になっています。

本市は、水道、廃棄物処理、市税等の滞納整理などにおいて、行政の効率化をはかるため、管内自治体と事務の共同処理をすすめてきているほか、航空宇宙産業基地の誘致など、十勝圏の振興に向けた様々な取り組みをすすめています。

今後も、管内自治体と連携し、行政の効率化はもとより、地域産業の活性化など広域的な課題に対応し、十勝圏の一体的な発展をめざす必要があります。

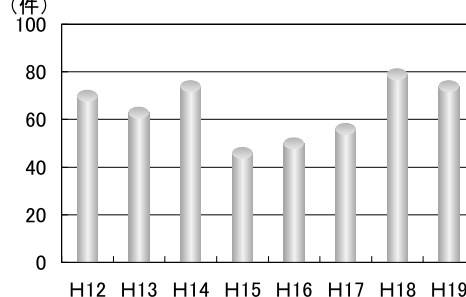
また、広域交通ネットワークなどを活かしながら、東北海道をはじめ道内各都市との連携・交流をすすめる必要があります。

(事業) 管内自治体との連携による広域事業数



資料: 市政策室

(件) 十勝圏活性化推進期成会の要望件数



資料: 市企画課

施 策 の 目 標

管内自治体との連携による広域的な取り組みをすすめるとともに、道内各都市との連携・交流をすすめます。

主 な 施 策 の 内 容

(1) 十勝圏の振興

- 十勝の中核的な都市圏として、関係自治体との連携により都市計画などに取り組みます。
- 管内自治体との連携のもと、広域的な行政課題に対し、一部事務組合*等による共同処理をすすめます。

- 管内自治体との共同の取り組みをはじめ、関係機関と連携し、十勝圏の振興に向けた広域連携をすすめます。

(2) 広域的な連携の促進

- 東北海道の都市との連携・交流をはかりながら、道東圏全体の発展に向けた取り

組みをすすめます。

- 道内各都市との連携や交流により、北海道全体の発展に向けた取り組みをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
自治体間連携の取り組み件数	83件(H20)	91件

(市民実感度調査項目)

「十勝管内町村との広域事業や、道内各都市と連携・交流が行われている」と思う市民の割合

用語解説

一部事務組合

複数の地方公共団体の事務の一部について、共同処理や施設の共同設置・管理を行うために地方自治法に基づき設置された組合。

施策 8-2-1

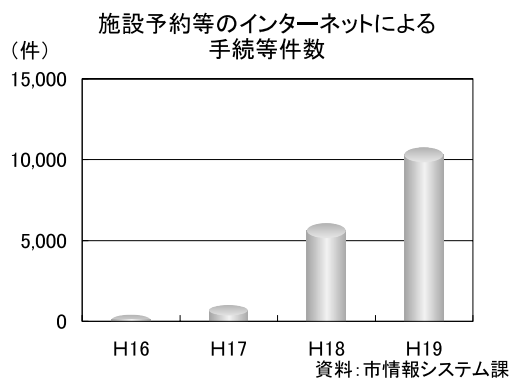
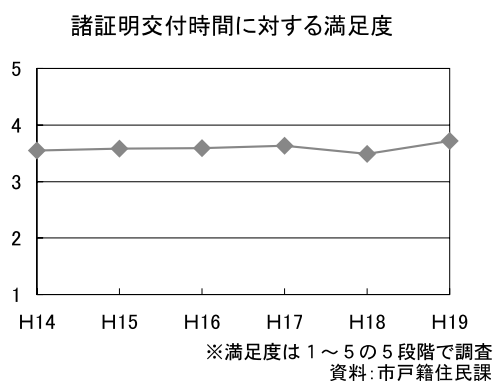
行政サービスの充実

現 状 と 課 題

今日、住民に最も身近な行政機関である市町村には、地方分権や高度化・複雑化する行政課題に適切に対応し、迅速で質の高い行政サービスを提供することが求められています。

本市は、窓口業務における品質マネジメントマニュアル*を策定し、行政サービスの品質の確保をはかるとともに、公共施設予約システムの導入などによる行政サービスの利便性向上をすすめてきています。

今後も、事務の効率化や市民ニーズに対応した行政サービスの充実に取り組むとともに、人材育成推進プラン*に基づき、専門的な知識や能力を発揮できる職員を育成する必要があります。



施 策 の 目 標

事務の効率化や職員の能力向上をはかり、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供します。

主 な 施 策 の 内 容

(1) 利用しやすい行政サービスの提供

- 迅速で適切な窓口業務の執行や市民相談への懇切、丁寧な対応など、市民満足度の高い行政サービスを提供します。

(2) 行政の情報化の推進

- 行政サービスの向上や事務の効率化をはかるため、行政の情報化をすすめるとともに、行政情報システムの運営の効率化や情報セ

キュリティの強化に取り組めます。

(3) 職員の育成

- 職員の能力などの向上をはかるため、職員研修を充実するとともに、人事評価を実施します。
- 人材の確保や職員一人ひとりが能力を発揮することができる組織体制、職場環境づくりをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
諸証明交付時間に対する満足度(満点=5.0)	3.7(H19)	4.0
施設予約等のインターネットによる手続等件数	10,317件(H19)	26,800件
職員提案制度の実施率	—	100.0%

(市民実感度調査項目)

「市民が利用しやすく、満足できる行政サービスが提供されている」と思う市民の割合

用語解説

品質マネジメントマニュアル

継続的な改善を通して行政サービスの質を保証し、行政に対する市民の期待、ニーズに応えるために、ISO9001（品質管理及び品質保証の国際規格）に基づき帯広市が作成したマニュアル。ISO9001の取り組みによりノウハウが蓄積されたことから、平成21年3月にマニュアルは廃止、以降は独自の取り組みを行っている。

人材育成推進プラン

職員研修、職場環境整備、人事管理を柱とした、帯広市の人材育成の取り組み方向を示す計画。

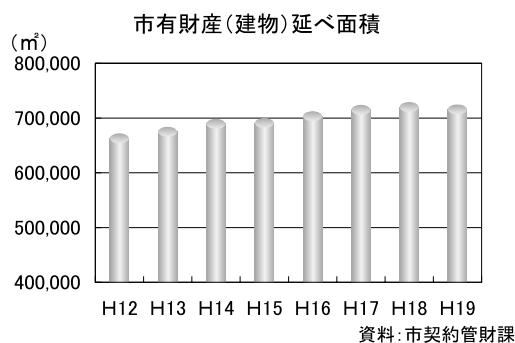
現 状 と 課 題

市民の信頼に応える行政運営を行っていくためには、事務の公正性や透明性を保ち、適正に執行することが大切です。

本市は、平成9年に「帯広市行政手続条例*」を制定するなど、行政運営の公正性、透明性の確保に努めるとともに、公共施設の計画的な管理や公有財産の適切な管理に取り組んでいます。

契約事務については、一般競争入札の実施などにより、透明性や競争性の保持に努めてきています。

今後も、法令遵守の徹底をはかりながら、適切な公有財産管理や契約事務、会計事務の執行など、適正な事務処理をすすめるとともに、適切に監査を実施する必要があります。



施 策 の 目 標

行政運営における公正の確保、透明性の向上をはかり、適正に事務を執行します。

主 な 施 策 の 内 容

(1) 公有財産の適切な管理

- 公共施設の長期的・安定的な維持に努めるなど、公有財産の適切な管理・運用をすすめます。
- 事業計画や将来見通しに基づき、公有財産の適切な利活用などをすすめます。

(2) 行政事務の適正な執行

- 公文書などの適正な管理を行います。

- 法令等の遵守を徹底し、適正に事務を執行します。
- 「帯広市個人情報保護条例*」に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
- 透明性・公正性を保ちながら、価格・品質の優れた調達を行うため、入札・契約事務の改善に取り組みます。
- 安全で有利に現金管理を行うとともに、正確に現金出納事務を行います。

- 公正で合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、計画的に監査等を実施します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
建設工事等の一般競争入札実施率	38.0%(H20)	95.0%
普通財産の有効利用率	63.0%(H20)	67.0%
監査等の実施件数	16件(H19)	18件

(市民実感度調査項目)

「市民に信頼される行政事務が行われている」と思う市民の割合

用語解説

帯広市行政手続条例

行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかるため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項について定めた条例。

帯広市個人情報保護条例

個人の基本的人権を擁護するとともに、公正で民主的な市政の推進に資するため、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項や市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利等について定めた条例。

各市の行財政改革に係る計画の比較

参考資料 4
(前回資料 9)

	帯広市	旭川市	函館市	苫小牧市	北見市	三鷹市(東京都)	北海道(参考)
住基人口 (直近の速報値)	167,059 人	338,461 人	259,988 人	171,743 人	118,054 人	187,248 人	5,339,539 人
類似団体区分 (H29.4.1現在)	Ⅳ―1	中核市	中核市	Ⅳ―3	Ⅲ―1	Ⅳ―1	―
名称	帯広市行財政運営ビジョン	旭川市行財政改革 推進プログラム2016	函館市行財政改革推進プラン	苫小牧市行政改革プラン ―NEXT STAGE―	第2次北見市行財政改革大綱	新・三鷹市行財政改革 アクションプラン2022	行財政運営方針
策定年月	平成25年2月	平成28年5月	平成30年1月	平成27年5月	平成29年2月	平成28年3月	平成28年3月
期間	平成25～31年度 (7年間)	平成28～31年度 (4年間)	平成29～33年度 (5年間)	平成27～31年度 (5年間)	平成29～38年度 (10年間)	平成28～34年度 (7年間)	平成28～32年度 (5年間)
位置付け	第6期総合計画における 分野計画の1つ	第8次総合計画の施策を 財政面から補完するもの	函館市基本構想における 取組を下支えするもの	第6次総合計画における 個別計画の1つ	北見市総合計画における 取組を下支えするもの	第4次総合計画における 個別計画の1つ	行政改革と財政健全化 に向けた取組方針を示したもの
主な視点	○市民協働のまちづくり ○効率的・健全な自治体経営 ○質の高い行政サービスの充実	○「ひと」の改革 ○「財源」の改革 ○「サービス」の改革	○人と職場の改革 ○仕組みの改革 ○組織の改革 ○財政の改革	○行政費用の抑制 ○市民サービスの向上	○時代に即した質の高い行政サービス の実現 ○持続可能な財政基盤の確立	○行政サービスの質の向上 ○住民満足度の向上	○政策推進のための業務改革 ○社会の変化に対応した業務改革
体系	<u>(1)市民協働のまちづくりの推進</u> ①市民参加の促進 ②市民との情報の共有 ③広聴機能の充実 <u>(2)自治体経営の推進</u> ①健全な財政運営の推進 ②自主・自立の自治体経営の推進 ・総合計画の推進 ・職員定数及び給与の管理 ・組織機構の見直し ・民間活力の導入 ・行政運営の効率化 <u>(3)広域行政の推進</u> ①十勝圏の振興 ②広域的な連携の促進 <u>(4)行政サービスの充実</u> ①利用しやすい行政サービスの提供 ②行政の情報化の推進 ③職員の育成 <u>(5)行政事務の適正な執行</u> ①公有財産の適切な管理 ②行政事務の適正な執行	<u>(1)効果的かつ効率的な行政運営の 確立</u> ①アウトソーシングの推進 ②ICT利活用による業務改善 ③施設等の見直し ④行政サービスの質の向上 ⑤第3セクター等関係団体との関与見直し ⑥行政評価機能の充実 ⑦事業等の見直し <u>(2)持続可能な財政運営の確立</u> ①市税等の収納率の向上 ②受益者負担の適正化 ③その他収入の確保 ④職員体制、給与等の見直し ⑤事務事業の抜本的な見直し ⑥公共事業費等の抑制 ⑦市債発行の抑制、公債費の軽減 ⑧特別会計繰出金の抑制 ⑨公営企業の経営の健全化 <u>(3)市民主体のまちづくりの推進</u> ①協働の推進 ②市民主体のまちづくりの環境整備 <u>(4)市役所のスリム化と組織力の向上</u> ①組織の見直し ②組織力の向上	<u>(1)人と職場の改革 ～職員の資質・士気の向上～</u> ①職員間の行財政運営状況の共有 ②職員の能力開発 ③職場・職務環境の向上 <u>(2)仕組みの改革 ～選択と集中、業務の改善～</u> ①事業評価の推進 ②情報共有化の推進と情報管理の徹底 ③広報・広聴活動の戦略的な取組推進 ④市民、企業、団体との連携・協働の推進 ⑤正確・迅速な業務処理プロセスの確立 ⑥高度情報化社会への対応 <u>(3)組織の改革 ～将来を見据えた組織体制確立～</u> ①民間活力の活用 ②サービス需要量に応じた組織の適正化 ③組織・職員数の見直し ④国等からの権限移譲への対応 新たな行政需要・臨時業務への対応 ⑤中長期的な視点による組織運営 <u>(4)財政の改革 ～健全な財政基盤の確立～</u> ①事業の徹底した見直し ②公共施設の抜本的な見直し ③財源の確保・拡大 ④中長期的な視点による財政運営	<u>(1)市民サービス向上策の積極展 開</u> <u>(2)民間活力の積極的な活用</u> <u>(3)公共施設の適正配置と効率的 な活用</u> <u>(4)事務事業の継続的な見直し</u> <u>(5)新たな財源創出と効率的な財 政運営</u> <u>(6)機能的な組織づくり</u> <u>(7)協働によるまちづくり</u> ※中分類はなく、各体系に取組が 直接ぶら下がっている。	<u>(1)時代に即した質の高い行政サービス の実現</u> ①地方公共団体における行政の担う べき役割の重点化と市民参画の推進 ②市民意見の市政への反映 ③公正の確保と透明性の向上 ④電子自治体の推進 ⑤行政ニーズへの迅速かつ的確な 対応を可能とする組織体制の構築 ⑥人材育成の推進と人事評価制度 の活用 ⑦職員定員及び給与の管理 <u>(2)持続可能な財政基盤の確立</u> ①経費の節減合理化等財政の健全化 ②補助金等の整理合理化 ③歳入の確保 ④公共工事、入札・契約制度改革 ⑤公共施設マネジメントの推進 ⑥地方公営企業の経営健全化	<u>(1)行政の役割転換</u> ①創造的な自治体経営の推進 ②公共サービスの適正化の推進 <u>(2)協働のまちづくりの推進</u> ①多様な主体による協働の深化 ②外郭団体等との連携の推進 <u>(3)成果重視の行政経営システムの 確立</u> ①財政基盤の強化 ②ファシリティ・マネジメントの推進 ③サービスの質と効率性の向上 <u>(4)柔軟で機動的な推進体制の整備</u> ①効率性・迅速性・柔軟性をもつ組織 体制の確立 ②職員力の向上 ③危機管理能力の向上 ④国・東京都・他区市町村との連携の 推進 <u>(5)透明で公正な行政の確立</u> ①透明で開かれた市政運営の実現 ②情報環境の最適化	<u>(1)PDCAサイクルの抜本的強化に向 けた業務改革</u> ①計画の策定と着実な推進 ②計画や業務の推進状況の評価と反映 <u>(2)民間ノウハウやICTの利活用等によ る業務改革</u> ①民間ノウハウの活用の推進 ②ICTの利活用の推進 ③業務の進め方の見直し <u>(3)行政コスト・ストックの情報公開と最 適化に向けた業務改革</u> ①新たな地方公会計の整備促進 ②公共・公用施設の適切な管理 ③公営企業等の経営基盤の強化 ④債権管理の適正化
取組項目数	31	128	63	104	70	155	32
財政効果目標 の有無	×	○	○	×	×	○	○
財政シミュレ ーションの有無	×	○	○	×	×	×	○